

令和3年度

長浜市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

長浜市監査委員

長 監 第 23 号
令和4年8月17日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市監査委員 大谷 巖
長浜市監査委員 中井 正彦
長浜市監査委員 西岡 末雄

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度決算に基づく長浜市の健全化判断比率等について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の対象

- 令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- 上記健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和４年８月２日から令和４年８月１０日まで

第３ 審査の概要

この財政健全化審査及び経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、長浜市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数も正確であると認められた。

第５ 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、次表のとおりである。

（単位：％）

健全化判断比率	令和３年度	令和２年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	－	－	11.62
② 連結実質赤字比率	－	－	16.62
③ 実質公債費比率	1.2	1.5	25.0
④ 将来負担比率	－	－	350.0

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和３年度の実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「－」となる。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。令和３年度の連結実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「－」となる。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。令和３年度の実質公債費比率は、1.2%となっており、前年度と比べ 0.3 ポイント低くなっている。なお、早期健全化基準は 25.0%であり、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和３年度の将来負担比率は「－」となり、良好な状態となっている。

第６ 資金不足比率の状況

各会計の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：％)

区 分	資金不足比率		経営健全化基準
	令和３年度	令和２年度	
長 浜 市 病 院 事 業 会 計	－	－	20.0
長 浜 市 老 人 保 健 施 設 事 業 会 計	－	－	
長 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 会 計	－	－	
長 浜 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	－	－	

資金不足比率について

令和３年度は各会計とも資金不足は発生していなかったことから、比率は「－」となる。